

平成27年度第2回屋久島山岳部利用対策協議会会議議事録

日 時：平成27年9月1日（火）10：00～12：00
場 所：屋久島環境文化村センター レクチャー室

1 あいさつ屋久島町長（屋久島山岳部利用対策協議会会長）

本日は、今年度第2回目の協議会を開催しましたところ、御多忙にもかかわらず、各機関の御出席をいただきましてありがとうございます。

前回の協議会では、屋久島山岳部保全募金の新たな入山協力金への移行など、新たな入山協力金制度の具体的な内容について、屋久島町から検討依頼があったことから、協議をさせていただきましたが、詳細な検討については、実務担当者会議において行うこととなっていました。

前回の協議会以降、実務担当者会議を3回開催し、新たな入山協力金制度の具体的な内容について、詳細な検討を行い、その結果を取りまとめました。

本日の協議会では、その検討結果を御協議していただき、当協議会としての屋久島町に対する報告内容を決定していただきたいと思っております。

会議は12時までを予定していますので、議事の進行に御協力をお願いいたします。

2 協議事項

- (1) 屋久島山岳部保全募金の新たな入山協力金の移行について
- (2) その他

3 議事

(1) 屋久島山岳部保全募金の新たな入山協力金の移行について

（会長）

- ・ それでは、早速、協議事項に入りたいと思っております。協議事項（1）の「屋久島山岳部保全募金の新たな入山協力金への移行について」です。事務局より説明をお願いします。

（事務局）

- ・ <資料1及び資料2に基づき、実務担当者会議での検討結果についての説明を行う。>

（会長）

- ・ ありがとうございます。ただいま、実務担当者会議における新たな入山協力金制度の具体的な内容の検討結果についての説明がなされました。事務局からの説明にもありましたとおり、3回開催された実務担当者会議では、検討依頼があったすべての項目において意見の集約ができたわけではありません。項目によっては、意見が分かれ、結論を出すことができず、検討経緯としての意見を取りまとめただけのものもあります。そのようなことから、具体的な協議に入る前に、屋久島町環境政策課から補足の説明をお願いします。

（屋久島町環境政策課）

- ・ 補足の説明とお願いについて、説明させていただきます。まずもって、屋久島町の依頼に対して、熱心な御検討をいただきまして、ありがとうございます。入島税等検討会議の中では、御存知のとおり、平成28年度にはこの協力金制度を導入するというところで、御提案いただいております。屋久島町ではこれを踏まえて、町の条例を制定して、条例の中では、仕組みであったり、周知活動もそうであるが、そういうことを目的に、条例制定を早期にやりたいと考えていました。現状を見ましても、現在の山岳部保全募金事業の収支は非常に厳しく、搬出が必要なし尿が、トイレの周辺に仮置きしてある状況もあります。このような慢性的な状況を解決するという意味からも、持続が可能な協力金制度を早く

構築するためにも、町としては、9月8日に開催される町議会に向けて、この条例案を提出したいと考えています。先ほど御説明をいただいた検討報告の中では、結論まで至っていない点がいくつかございます。特にその内容については、この条例の中にもっとしっかり反映させないといけない部分もあるので、できればこの協議会の中で、再度検討していただきたいという考えでいます。昨日、町長と副町長等と協議をいたしまして、まだ決まっていない、「金額」と「名称」、それと「導入時期」については、町の方でもこういう案で検討していただけたらどうだろうかというものを作ってきました。その点について、説明をさせていただきたいと思います。「金額」につきましては、先ほどの事務局の資料1のP4～5にかかるものになっています。当初、町の場合は、必要経費として、9,500万円程度の必要経費があるというふうには考えていましたが、P3の用途の優先度の見直しを踏まえまして、日帰りの金額は基本1,000円。宿泊を伴う山中泊については、2,000円で条例案を作りたいというふうには考えています。この点について、再度御検討いただきたいと思います。2点目ですが、「名称」です。町の方では、屋久島が後ろにつく、「世界自然遺産屋久島環境保全協力金」の方向で、検討していただきたいと考えています。なお、「山岳部」も途中に入れていただきたい。利用者負担の原則ということもありましたので、追加で、「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金」で御検討いただきたいと思います。3つ目の導入時期です。こちらについては、現在、山岳部利用対策協議会でも御協議をいただいておりますが、一方で車両運行対策協議会の方にも、バス会社との調整をしていただくということで、協議依頼をしています。今のところ、まだ御返事をいただいているという状況になっています。広報活動、また事務局体制ということも実際に決まっていますので、十分な期間があるというふうには認識をしています。平成28年度に実施をするということで、御決定をいただいておりますので、平成28年度のなるべく早い段階で、導入したいと考えていますが、この範囲内で、体制が整うまでの間の期間を確保させていただきたいと考えています。今回の会議の中でも、平成28年度であれば、平成29年の1月若しくは3月という案もありますけれども、それまでの間に、今の山岳部保全募金事業が大変枯渇をしている状況がございます。その対応をどうするのかという、片一方では課題もありますので、このことも含めて、導入時期について、御検討をいただきたいと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

(会長)

- ありがとうございます。先ほどの屋久島町環境政策課からの説明にもありましたとおり、実務担当者会議で結論が出ていない「金額」、「名称」、「導入時期」について協議したいと思います。それでは、まず最初に、「金額」から協議したいと思いますが、委員の皆さんから、御意見をいただきたいと思ひます。何かございせんか。今、町の説明では、日帰りを1,000円、山中泊を2,000円ということで、お願ひをいたしましたけれども、それに対して何かございせんか。

(環境省)

- 今、町環境政策課から、用途を見直して、日帰り1,000円、山中泊2,000円という、町の案の説明がありました。資料1のP5の参考の表で見ると日帰り1,000円で、山中泊2,000円で、用途の必要な経費が68,310千円だったとしても、収納率が仮に70%としたら、赤字になる。収受率が90%になれば、黒字になるような感じになっているが、この表で赤字になることと、町として、日帰り1,000円、山中泊2,000円に決めた検討の経緯を教えてほしい。つまり、赤字になることが分かっている、それで行くのかということが、不安ではないのかと思ひました。

(町環境政策課)

- 協力金制度で任意のものではあるが、やはり一人の方から協力金をいただくという上では、皆さんに御協力をいただきたいという観点で、すべての事業を実施したいと思ひている。目標としては100%近い状況で収受を目指したいと考えている。そのために、ゲート等も設置をしたりする。また、これはあくまでも優先順位というふうにとらえていただき、財源の範囲内から、この1番目からの順番で事業を実施させていただきたいと考えている。あと、2,000円については、やはり大きな課題がし尿の対策ということもあるので、山小屋のトイレを利用される方には、応分の負担をしていただくということからも、そのようにさせていただきたい。

(環境省)

- ・ つまり 100%取れば大丈夫だからという理解でよいのか。この資料1の P5 でいくと、収納率 70%だと 56,210 千円。P3 の表で見ると、56,000 千円だと、優先順位 3 と 4 の間になって、逼迫しているし尿搬出のところまで届かないことになる。

(町環境政策課)

- ・ それはもう収納率を上げていく努力を関係機関の皆さんとも連携しながらやっていくしかないと考えています。

(屋久島森林管理署)

- ・ 案がいくつかあって、1,000 円の場合、1,500 円の場合等々あるわけですが、今、環境省からもありましたとおり、多分心配なところもあるのですが、資料1の P3 の1から8までの経費を見直して、68,310 千円が予定されている。その努力のところ、70%が 80%、あるいはもっと 100%に近づけていくような体制のために、人件費がかかっているが、その体制をしっかりととれるようになれば、1,000 円という金額がかなり妥当なところだと思います。

(会長)

- ・ 他に委員の皆さんは何か御意見はございませんか。

(ガイド部会)

- ・ そもそも、管理者が計上しないといけない必要経費を協力金 100%で賄おうという考え方が間違っている。基本的に、1,000 円、2,000 円という金額には賛成で、それ以外はないと思う。それが集まらなかった時にどうするかという問題は、集まらなかった場合は、ちゃんと管理者が責任をもってやるという担保があるとするならば、それでないと、この協議は無理である。今、75,900 人の入山者を想定しているが、75,000 人をオーバーしたというのは、ここ 4,5 年ではない。縄文杉に関しては今年は前年に比べて何千人も減っていて、今の世間の状況で、この会議というのは、矛盾していると思う。そういうことの全部整合性を取れば、なかなかできないので、とりあえずは、1,000 円と 2,000 円でしてください。そして足りない部分は管理者で賄っていくということ強く言ってもらわないと、今、我々、観光協会の案として、いろいろ協議しているが、導入は別として、実務担当者会議でいろいろと話をしてきたが、この制度の収入が多くあってほしいということであれば、この収入の方法を変えればまだ違う。今、我々は、屋久島を訪れる観光客の皆さんにお願いすればどうかという話もしている。そこまで踏み込んでこないといけないが、それは別だということで、実務担当者会議では言われたので、実際は別ではないと考えている。それが別だと考えると、協力金で足りない分は、管理者が負担するという担保があれば、この金額で結構です。

(事務局)

- ・ 事務局の方から経緯について申し上げたいと思います。先ほどおっしゃいましたように、今現実的な数字を見ますと、いまおっしゃったようなことも生じるかと思いますが、お手元の資料1の P6 にもございますとおり、金額を 1,000 円か 1,500 円かということで、今、御議論いただいているかと思いますが、1,000 円の場合は、支払う立場としては、相場感として、富士山の協力金と同じくらいがよいのではないかという意見があったり、収納率が上がるのではないかという意見もあった一方、1,000 円の場合、目的に掲げる用途を全てにおいて、できるわけではない、可能性が高い。つまり、そういうシミュレーションを一応やっています。1,500 円の場合、目的に掲げる用途を最低限実施することができるので、この程度の金額は必要ではないかという意見も出ています。しかし、一方、1,500 円になると、おつりも必要である。つまり、2,000 円出したときに、500 円のお釣りも必要ということ。また、バス代が今片道 690 円で往復で 1,380 円ですが、それよりも実質的に協力金が高くなってしまわないか。そういうことで、心理的にこれは払にくいのではないか。そういった御意見もありました。そういった中で、シミュレーションをやって、あともしやっていくとしたら、どこかで、75,900

人の人数の話もございましたが、どこかに設定をして、ある程度信頼性における数字で設定をしてシミュレーションをやった結果ですが、場合によっては、支出等についても、当然上下が出てくる。入ってくる協力金の金額で、支出を決定していかないといけないというのは、実際に運用してから、その支出をやっていくことになろうかと考えています。そして、管理者の維持管理については、今やっていること程度はやっていかないといけないということは、資料1のP14の「その他」のところでもうたっている。管理者である県とか環境省、林野庁も含まれると思うが、そういったところで、それぞれの管理者のやるべきことは、やっていくということで、しっかりうたっているのでも、御理解いただきたいと思います。少し、事務局として、この検討結果についての補足的な説明をさせていただきます。

(屋久島町議会)

- 基本的には、経費の中で一番かかるのが、し尿搬出である。そういう中で、片方では携帯トイレの利用促進も図って、それでは、よそから来られて、山に入ろうとした時に、1,000円とるという根本的なところで、携帯トイレの利用促進も引き続き図っていくのか。そこら辺の方向性というのが、きちんと出されるのか。携帯トイレの利用促進を図るとして、できるだけ山に入る場合も携帯トイレを購入していただきたいという方向でいった時に、携帯トイレを買っても1,000円なのか、携帯トイレは必要ないということで、1,000円なのか、そういう部分はどうか。これは山中泊も含めてですが、利用する側から言ったときに、その辺の方向性というのが、屋久島の観光のあり方として、はっきりと提示できるのか。そこら辺はどうかでしょうか。

(事務局)

- 資料1のP6の方で少し、そのことを触れている。この場合、山中泊の金額の設定についてというところで、山中泊のより多くトイレを利用するので、受益者負担として、その分は負担してもらわないと、平等性に欠けるという意見や携帯トイレを持っていくことをお願いすればよいのではないかと、いろいろな御意見もあった一方で、今、おっしゃったように1,000円をいただく、し尿搬出、安心安全も含めたいろんな山岳部を利用する方々に対する受益者負担的なところを、御負担いただく中に、し尿搬出の分も入っているということで、携帯トイレはもう普及と矛盾するのではないかと御意見もあったことは確かである。現実的に、今現在、し尿搬出が逼迫している状況にあるので、携帯トイレの普及も図りながら、協力金は協力金として、協力を求めていく。協力金自体の目的が、最初の方でお示ししてございますように、①～⑧までいろんなものに使うということで、合わせながら、やっていくというふうに、一応、実務担当者会議で協議したところです。今、おっしゃったような御意見を是非、この中で、御議論いただき、1,000円、あるいは1,500円というところを決めていただきたい。

(屋久島町議会)

- 金額も何ですが、基本的な考え方ということをしっかりもっていなければ、利用する側は、これだけの協力金は何のために、1,000円払うのですか。片方では、利用者に対して、一番の課題はし尿搬出にかかっている部分ということの説明せざるを得ない。それで協力金をお願いしますという中で、携帯トイレの利用促進も図っていく方向であれば、その辺も併せて検討していかないと、それではお金を払うのであれば、別に携帯トイレを買う必要はないのではないですか、と言う単純な利用者の考え方になってしまう。将来的に考えて、やはり携帯トイレの利用促進を図って、少しでも山でのし尿は、山に入る人が、責任を持って少しでも里に持ち帰るといふ、その意識向上を図っていかないと、ずっと、維持管理に追われる屋久島の山岳部になるのではないかと。

(事務局)

- 今、おっしゃったことですが、山岳トイレの維持管理経費が一番目に上がっていて、それから携帯トイレブースの維持管理経費ですので、当然ながら、携帯トイレブースを維持するための経費として、協力金を取る以上は、携帯トイレも普及していかないといけない。それから将来的に、携帯トイレだけで、全部これが運用できれば、よろしいのですが、今現在設置してあるトイレ自体の維持管理

は、当然ながらしていけないといけないことですので、並行しながらやっていく。これは現在も山岳部利用対策協議会において、携帯トイレの普及について、いろいろ協議をしていますが、その中でも今あるトイレ自体をすぐ携帯トイレに換えるというわけではなく、維持管理はしっかりしていかにいけない。その中で、携帯トイレも普及していきましょうということで、山岳部利用対策協議会の方で、色々と協議をしていますが、引き続きそのような考え方で、やっていく必要があるのではないかとこのように考えています。ですから、そのところをはっきりするというのであれば、協力金は協力金としていただきながらも、協力金を出していただければ、携帯トイレ普及はしないというわけではなく、携帯トイレについても普及については、ちゃんと PR していけないと考えている。

(副会長)

- ・ 今事務局から携帯トイレの話がありました。もちろん、携帯トイレを買っていただくだけではなくて、やはり使ってもらうことで、山岳部に残るし尿が減ることになる。なので、一応協力金は 1,000 円なり 2,000 円なりもらうが、もし携帯トイレを使ったということを証明、申請する形で還付するとか、何かそういう方法は何か考えられないのか。それなりに携帯トイレを普及するための、利用者の意欲というか、そういうことを進められるような、そういう制度を事務局の方で別途考えてもらえたらよいのではないかと。これは一つの提案です。

(屋久島観光協会)

- ・ 今、観光協会としては、携帯トイレの普及ということが、一つの公益事業として、取り組んでいる。その携帯トイレを持っていった場合に、どうするのかという話であるが、基本的に受益者負担であるということで、受益に対する負担であるというふうに考えると、携帯トイレを持って行った場合には、軽減されるべきだろうと考えてしまう。そこに係る経費のすべてを受益者負担で賄っていくといった場合には、最低限の負担をお願いするというのが妥当ではないかと考える。それではここに掲げた事業ができなくなるということは当然である。そこが 100%受益者に頼っているという部分に少し無理があるのではないかと思う。そこで、ガイド部会長からも話がありましたように、何らかの形で、足りない部分は、地元なりが、ちゃんと補填をするというぐらいの覚悟がないと、この事業というのは、立ち行かなくなる。その受益者負担というのを、どこまで迫るのかという話になるかと思うが、先ほど名称の変更の件もありましたが、その「山岳部」を入れるか入れないか。「山岳部」を入れるということで、その協力金の受益者というのが明確になるという話であるが、「環境保全協力金」というふうに変えてほしいという要望を出したが、「山岳部」をつけると山岳部に行った人だけの受益者負担という形になると思う。そうではなくて、この取り組みが、例えば屋久島の水、生態系を守る取り組みであるというところの、し尿処理ということを考えれば、もう少し幅広く、協力を呼びかけることも可能なのではないかと。山岳部ということに限定してしまわないで、環境保全募金ということで、山に行かない人たちからも屋久島の水環境を守るという名目、目的でこの協力金を求めることが可能ではないか。そこで、7万人の山岳部を利用される方だけではなくて、屋久島に来られる 20 万人の方からももう少し幅広く、協力金というのをお願いするという手立ても一方で考えるべきではないかと思えます。その際に、観光客の方にすべてを負担しろというのではなくて、地元側からもそれを実現させるための努力もしていますという側面も同時に持っていかないと、観光客が汚すから、金を出せという雰囲気になってしまうので、地元も観光客の方にも屋久島の環境を維持していく、保全していくという形での、目的としての協力金というのが、もう少し幅広い、大きな目で見えた協力金制度というのを訴えていくべきではないか。

(ガイド部会)

- ・ 今、屋久島町議会から携帯トイレの普及の考え方の話があったが、先ほど、事務局からも話がありましたとおり、山岳部利用対策協議会で携帯トイレと既存トイレの考え方というのはまとまっている。今、話を聞いていると、携帯トイレを持って行った人は割引でいいのではないかと、いろいろあったが、それはその基本的な考え方と変わっていて、我々は既存のトイレをちゃんと改修して、使い易いようにしてくださいとずっと言ってきた。けれどもそれは、国の予算とか、かれこれ、時間的に長

くかかりますよと。トイレからトイレの距離が長いということ、屋久島は屋久島憲章でだれでも、どこでもいつでも水が飲めるという、水の島ということをやっているという関係で、どこでもかしこでもし尿をされると困るということもあって、そのトイレからトイレの間で利用する場合には、携帯トイレがよいだろうと。そして、トイレの数も少ないから、登山者も増えてきたから、なるべく携帯トイレも持って行ってほしい、携帯トイレと既存トイレを両方推進するというので、携帯トイレの導入については、我々観光協会も頑張っているところである。その基本方針をちゃんと認識していかないと、年度年度代わる毎に、その認識が薄れるから、ちょっとおかしくなっていくのではないかと。そういうことからした時に、山中泊を 2,000 円とするならば、先ほど、副会長が話をしたが、既存トイレを使わないで、携帯トイレを使った人については、私は還元してもいいのではないかと。そういう観点から思うのであって、基本的には携帯トイレの推進というのは、ちゃんと基本方針があって、今まで協議しているので、そこは皆さん認識して、意見を出してほしい。

(屋久島町議会)

- ・ だいたい分かりました。その方向性が条例制定するというのであれば、当然議会の中でも、今私が申し上げたようなことは、議員の中から出てくることだと思います。スムーズな条例制定を諮るのであれば、当然、やはりその方向性というのは、提案する側において、きちんと携帯トイレの促進も図りますが、まずは現状の課題解決のために、今後こういう形で、協力金をいただく方向で考えていますというような、明確な方向性が打ち出されないと、なかなか理解されないのではないかと。

(会長)

- ・ 他に御意見はございませんか。それでは今いろんな御意見がありましたけれども、金額については、「日帰りは 1,000 円」、「山中泊は 2,000 円」ということで、決定してよろしいでしょうか。

<賛同の声あり>

(会長)

- ・ それでは、そのように決定したいと思います。それでは次に「名称」について協議したいと思います。今、「屋久島世界自然遺産環境保全協力金」あるいは「世界自然遺産屋久島環境保全協力金」のいずれか、それと、「山岳部」という表現を入れなくてもよいかということで、今は 4 案あると思いますが、委員の皆様の御意見をよろしくお願いします。

(県自然保護課)

- ・ 私としては、先ほど町の方から御提案いただいた「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金」ということで、よろしいのではないかと。どれか一つにできれば決めたい。最後は決めなければならないという条件の中で、実務担当者会議での皆さんの御意見を拝見していくと、これが一番、理解も得やすいし、内容も表しているのではないかと。

(副会長)

- ・ 確認ですが、「山岳部」を入れる？

(県自然保護課)

- ・ はい。入れたいと思います。それが、先ほどの観光協会の話にもありましたとおり、受益者を明確にした方がよいのではないかと。踏まえるとそれがよいのではないかと。

(会長)

- ・ 他に名称について、意見はないですか？

(副会長)

- ・ 名称が長くなるので、途中で何か、省略するとか、そういう場面もあると思う。そうした場合に、や

っぱり、「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金」。屋久島から後をとったりとかする場合もあるかと思うが、そうした使い方を考えてみると、先ほど、県自然保護課がおっしゃった案というのが、使途も明確にできるし、説明もしやすいので、同じ意見です。

(会長)

- ・ 他にはございませんか。それでは、「名称」については、「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金」に決定したいと思いますますが、よろしいでしょうか。

<賛同の声あり>

(会長)

- ・ それでは、次に「導入時期」について協議したいと思います。町が説明した内容では平成 28 年度中、平成 28 年度の早い時期にしたいということでございます。これについて、皆さんから御意見を出していただきたいと思ひます。

(屋久島観光協会)

- ・ これを議論したのが、5 月から 7 月ぐらいの期間だったが、今年度 7 月においては、非常に観光客の減少が顕著で、だいたい前年度比 50%から 60%というのが、観光業者の感覚としてある。今年も口永良部の噴火であつたりとか、長雨であつたりとか、台風であつたりとか、昨年度に比較すると観光客は落ちている。例えば縄文杉の利用については、3 月から 8 月までで既に 6 千人、7 千人近い減少が前年度に比べるとある。口永良部の噴火云々というものも確かにあるかと思うが、単純にそれだけではなく、ここ 5,6 年の傾向として、ずっと減少してきている。それに加え今年はいろんな要素が加わりまして、観光客の減少が出てきている。これが来年度、突発的な要素がなければ、回復するのだろうかという不安が非常に観光業者の中では強い不安として今ある状況である。そういう中で、じゃあ来年 5 月、6 月、7 月に回復するのだろうかということが非常に不安な状況の中で、来年の 4 月からあるいは 3 月からという形で、この協力金の制度を導入した場合に、これがプラスには転じずに、むしろマイナス要因になってしまうのではないかという懸念が非常に強く感じている。そういう意味では、今年度の減少から、来年からまた少し戻ってきたという実感があるまでは、この制度の導入については、観光協会としては非常に不安を抱かざるを得ない。少なくとも、来年度にも導入するとするならば、もう少し、来年度の、平成 29 年の 1 月若しくは 3 月というくらいを目途として、4 月からの導入というのは、待っていただきたいというのが、観光協会の意見です。

(会長)

- ・ 今、平成 28 年度中に導入するにしても、後半の方でということでした。他の委員の皆さんは何か実施時期について、ございますか。

(ガイド部会)

- ・ 平成 23 年度から縄文杉登山に関してあるが、環境省のカウンターの数字とも近いが、実数を押さえている。その数字でいくと、平成 23 年度からこれまで、平成 23 年度が一番多くて、71,082 人。それがだんだん落ちてきて、平成 26 年度では 60,900 人になった。約 1 万人減った。それになおかつ、平成 26 年度に比べて、今年は今、8 月までで 7 千人近く減っている。これは、要因はいろいろあるが、ヤクスギランド線が崩れて、8 日間通行止めになった。県の対応のすごさで、8 日間という短い期間で通行できるようになったことについては、我々はものすごく感謝している。その間でもだいたい 7 月の縄文杉を利用する方の 1 日平均が 190 人。190 人×8 日間=1520 人の方が、荒川線を使って登山ができなかった。これのほとんどが、この 8 日間は白谷雲水峡から縄文杉に行って、だいたい 1,500 人くらいの中の 4 割くらいは、縄文杉まで行っていません。ほとんどが途中でリタイヤしていました。そういうことでいくと、やっぱり通常の縄文杉ルートからの登山というのは、縄文杉に関しては、すばらしい登山道と言える。そういう中で、ずっと登山者は減ってきていて、平成 27 年度も 3 月から 8 月まで平均でだいたい 17,8%ぐらい減ってきている。それで換算していくと、今年度末の縄文杉登山

者は6万人を切って、51,200～51,300人くらいになると想定している。そうするととんでもなく減っている。そうするとさっきの話になるが、7万いくらかという登山者は100%でもお金が集まらないということは目に見えている。観光客がこれだけ減っているということは、何らかの要因があります。バス会社も一番詳しいと思うが、私も旅行エージェントの2,3社に話をすると、屋久島が最近人気が無くなってきている。それは何かと言うと、いろんな問題、観光協会の問題もあるが、いろんな問題がありまして、どこに行こうかという選択肢の中で、2,3つ選択肢があれば、屋久島を消去して他に行っているという現状と、最近屋久島のメディアでの露出度も少なくなってきている。ただ、口永良部に関しては、風評被害、風評被害と言いますが、それは我々屋久島にいる人達が言っているだけでのことであって、実際にお客さんメールとかでも大変だから、どうしようか、屋久島に行って、口永良部の人を元気付けようという人も結構いる。だから、3月から8月までの間で、口永良部は6月だったが、その前の3月、4月、5月も前年比88%くらいの入込客だった。だから、いくらかは風評被害があったにしても、そんなに風評被害はなくて、こういうもろもろのいろいろなものが積み重なった中で、観光客が減っている。今の状況で平成28年度から制度を導入すると、それに輪をかけてもこのすごく減ると思う。るるぶという、30何万人が購入する一番大きなガイドブックがあるが、それは、先々週、私の方に記事の修正が来て、全部修正が終わっていて、一応、その含みを書いて出したが、今までと同じで、るるぶは12月に発刊される。多分平成28年度中に実施というのは、そういうことからいったらかなり不可能な気がする。できれば平成28年度中に、ちゃんとして、平成29年度実施ということで考えていただきたい。先ほど言った今の方法も、今の方法で検討してくださいということで、一生懸命検討してきたが、もうちょっと幅広い集め方とか、意見の中にもパスポート制とか、それも検討するということがあるので、そこまで踏まえて、再度、町長の公約で、平成28年度導入ということは、尊重するが、観光業を取り巻く面からいくと、もう一度1年間、今の制度をベースにもう少し集めやすい方法がないかということを検討していただいて、できれば、平成29年の頭から実施する方向で検討していただきたい。

(会長)

- ・ 他の委員の皆さんは何かございませんか。実施時期について。

(町商工観光課)

- ・ 二つの立場からお話をさせていただきたい。車両運行対策協議会としては、これを踏まえて、協議が始まる場所であるが、もうひとつは、商工観光課として話をさせていただきたい。まず、車両運行対策協議会については、このことを踏まえて、すぐ検討に入る準備をしている最中である。車両運行対策協議会の場合は、3月からスタートし、年度が1月～12月なので、途中で切り替えると、とてもしんどいということがある。やっぱり途中で切り替わることへの混乱。それと、今ガイド部会からもありましたが、こういうお客さんが減っている中で、混乱を招く恐れがある。それは旅行エージェントの皆さんに対しても少し丁寧な説明が必要である。そういう意味では屋久島は今まで丁寧さが、これだけではなくて、全体として観光のあり方として、丁寧さが少し欠けていたのではないかと。そういうことで、風評被害にもいろんな問題があったのではないかとということも、旅行エージェントとの意見交換もさせてもらっているので、そういう意味では、このことはきちんと丁寧に説明することで、屋久島の伝えたいことが、よく分かっていただけではないかと。少し時間を要してでも、そこはきちんとやっておきたいと思う。車両運行対策協議会としての立場としても、そういうふうになっていたところ。それとこれは報道等でも出ていますが、修学旅行の話題がかなり出ました。一応3割のキャンセルがありましたということが出ていましたが、実はその後はキャンセルがほとんど出ていない。6月から3月までで、件数で29%、30%くらい、人数で38%、ほぼ40%のキャンセルが出ている状況である。このことは、キャンセルになったので、今年度復活することはまずありえませんが、来年度はまず来ていただかないといけない。そのためにでも、この中で決定された修学旅行の皆さんにも、ぜひ協力金制度を理解してもらいたいということを考えると、そこら辺にも丁寧に御説明申し上げて、来年度はぜひまた屋久島にというような御説明を今後ともしていく必要となってくると思っている。そういう意味でも、少しそういう丁寧さをきっちり出す時間が必要なのではないかと。ふうに、観光の立場でも考えています。実は、データを各関係機関からいただいているが、やっ

ぱり落ち込んでいるところは、ヤクスギランドなどかなり落ち込んでいます。全体としては、箱根のように、びっくりするほど、対前年比 50%落ちましたということはないが、よく考えてみると前の年がひどかったのも、その対前年比なので、かなり落ち込んでいるというふうに思います。それと今後、宿の関係で、いくつか情報を得たのでは、昨年の6割程度の予約率しかありませんというところが数軒ありましたので、現在、キャンセルがなくても、これから予約がどういうふうになるかと、その選択肢の中に屋久島が入るかという話がありましたが、そういうことではないかと思えます。よい機会なので、丁寧な対応をすべきだと。時間を含めて、中身についても、そうすべきだというふうに理解しています。

(会長)

- ・ 他にございませんか。

(環境省)

- ・ そうすると、導入時期は、観光協会、ガイド部会、町商工観光課がおっしゃった、丁寧さとか、入込客の減少とか、あと来てくださるお客さんに対する途中での変更の混乱とか、そういうことと、町環境政策課がおっしゃっていた来年度のし尿処理のコストをどうやって賄うのかという要素を考えながら、今日決められるかちょっと分からないのではないかという気もしてきましたが。今日、確実にその時期を決めなければいけないならば、来年からし尿処理のコストをどうするのかということと、お客さんに対する混乱をなるべく招かないようにということとを踏まえて、議論しなければいけないですねという、確認です。

(会長)

- ・ ここで実施日を決定するというのではなくて、いろんな意見を出していただいて、その意見がまとまらなければ、先ほども言いましたけれども、最初の2つの「金額」と「名称」については、決まりました。3番目の「導入時期」については、ここでいろんな意見を出して、結論は出なくて、その意見を町に返すという形で、町でいろんな風評被害、入込等々を検討し、し尿の問題それをどうするか、やらないとすれば、今の募金の500円を、皆さんと一緒に頑張って、これから一生懸命、募金に協力してもらって、そこで収受率を上げてもらう努力をするとか、そういうものを、町の方でも検討して、し尿処理の足りない分を町と県でどうにかしろという意見もありますので、導入時期を延ばすことになれば、町と県でこういうことも協議して、何か対策をしないといけないということも、私個人では思っているのでも、ここで今日、結論が出なければ出ないで、それはそのまま町に返していただいてもよいと思っている。

(まっばんだ交通)

- ・ 実施時期の件で、消費税の増税が平成29年4月1日から想定されるので、その後バス代の方も、それに応じて上がる。これは路線バスなので、バス代を100%上げるという公言はできないが、基本的には税率が上がると、路線バスの場合はおのずと上がってしまう。时期的にもそういう時期になります。

(種子島屋久島交通)

- ・ 平成29年4月1日から消費税が10%になる。そうなった時に、平成29年3月からであれば、ちょうど中途半端な時期になる。3月から始まると、以前もおかしなことになった。

(会長)

- ・ いろんなことで、タイミングが悪い。今皆さんが言われるように、入込客が落ちているというのは、私どもが悪くてということではなくて、自然現象というのは、多分にあると思う。去年にしても週末ごとに台風が何回かきた。私は8月に東京で各省庁に口永良部島の噴火への対応に対するお礼に行ってきましたが、東京の記者の人達は、ほとんどもう口永良部島の噴火というのは、一般の人はそんなに話題にしません。今は箱根の方が心配であるという話をしていた。本当に関東圏の人達が口永良部島のことをそこまで気にしているかということ、そんなことは無いですよみたいな話もされていた。

ですから、すべてがそれではないが、いろんなことが重なって、今こういうふうになっている。これは、ガイド部会が言ったように、ヤクスギランド線はすぐに復旧してもらったが、西部林道は未だに通行止めの状況です。そういうもろもろのことがあった時期に、言われるように、これを即、平成28年度の頭からやるということは、私自身も当初はそう思いましたが、ここの雰囲気からしても、なかなか厳しいのかなど。厳しいのだけれども、トイレの問題をどうするのか。一方ではそういう問題も抱えていますので、そこら辺も含めて、皆さんの意見をもう少しお聞かせ願えればと思います。

(環境省)

- 消費税の値上げの問題は別にして、4月1日という観光シーズンがスタートした途中からスタートするというのは、かなり町商工観光課も車両運行対策協議会のことでおっしゃっていたが、かなり実際に難しそうですし、その広報にもすごく骨が折れるのではないかという気がする。1月。まだ観光シーズンが本格的にスタートする前からスタートして、実際に、現地で徴収するのは3月とか、3月からのほうが。何年ということとはとりあえず置いておいて、何月からという意味では、1月とか3月とかの方がスムーズで、お客さんにとっても、無用な混乱を招かずに済むのではないかと思います。

(会長)

- 4月からやるのではなくて、やるとすれば、1月からやるか、3月からやるかというのが、よいだろうと。年度は別としてですね。今、そういう意見ですが、他の委員の皆さんは、どのように考えていますか。

(屋久島環境文化財団)

- 1月か3月かということには、私も賛成であるが、バスの運行というか、一般車両の通行規制に合わせて、3月からでもよいのではないかと。

(副会長)

- 協力金の話ですが、山岳部に入ろうとする人は、島外から来る人というのは、ある一定の運賃を払って、あと宿代も用意して、屋久島に来る。そうすると、1,000円を払うということで、きちんとその内容を説明できていれば、払うつもりで来ると。私は賛同してくれると感じている。また、国のアンケート調査の中でも、80%以上の方がきちんとその内容がわかっているならば、協力金を支払ってもよいというアンケート結果もあるようです。そういうことで、先ほどから時期については1月なり3月でということが出ていますが、バスが始まる3月からで良いのではないかと。できれば平成29年の3月から。一応消費税の問題は置いておいて、そのスタートでよいのではないのでしょうか。

(会長)

- 平成29年3月からということでした。4月には消費税が上がるということがありますが、他の委員の皆さんはどういうふうに考えますか。

(ガイド部会)

- 観光客目線。それから、そこで仕事を営んでいる人の目線というのももう少し考えてほしい。役所的に考えれば、4月であるが、やはり4月となると、バスは3月からなので、チケットも2通り印刷しないといけない。お金がないから協力してくださいと言っておきながら、無駄使いすることはナンセンスである。その時期というのは3月であるべきだろうと思います。それは、年度が来年度なのか、いつなのかということになる。受益者負担ということでは分かるが、観光業に携わっている我々も一緒になって、屋久島の環境を守っていくということを理解すると、縄文杉など山に入る人だけではなく、皆から協力してもらえるような制度の見直しもここ1年かけて、今のものをベースにして、平成29年からということ、もうちょっと1円でも多くの、一人でも多くの人が協力してくれるような制度にして、良いたたき台が今回出来上がったので、それをもう少しプラスする形で、平成28年の1年間は再度協議をして、実施するのであれば、中身も調整して、平成29年からということ、観光客、観光業を営む立場から、それでも観光客だけをお願いするのではなくて、観光業界も一緒になって、先ほ

どのパスポートみたいに、還元するようなシステムを構築して、実施していけるようにしたい。

(観光協会)

- ・ 補足です。よくアンケートで8割の方は1,000円くらい出しますよと言っているという事ができるが、それは屋久島の環境を保全するために出してもいいですよと言っているのであって、し尿処理のため、あるいは山でトイレを使うから1,000円出してもよいと言っている訳ではない。その辺のお客さんの心理というか、払う側の心理というものを、きちんと考慮して、町商工観光課が言われたように、丁寧に説明をするということが、非常に必要だと思います。

(ガイド部会)

- ・ もし、平成29年となれば、今の山岳部保全募金の500円については、我々ガイドももうちょっと力を入れて、来年1年、1円でも多くなるように、再度、頑張らせますので、その付近のことも含めて、検討していただけたらと思います。

(会長)

- ・ 他に御意見はございませんか。それでは、無いようでございますので、今のここで出た意見をそのまま町に報告をするという形で、よろしいでしょうか。

<賛同の声あり>

(会長)

- ・ そういうことで、実施時期、導入時期については、今御意見があったことも含めて、町に報告をするということで、いきたいと思います。それでは最後に全般的に本日の検討内容について、ここまで3つの議題を議論しましたが、ここで改めて何か御質問とか御意見はありませんか。

(県自然保護課)

- ・ 全体について、ここまで実務担当者会議等でかなり難しい課題について、整理していただいたことで、何とかこういう形でまとめ、関係者の皆さんの御努力に感謝申し上げます。大変だったかと思いますが、これからの話ですが、今日の議論をお聞きしていても、やはり収受率を上げることが極めて重要なテーマになっていくと思いますし、それからし尿処理ばかりに、このお金が使われるということになると、例えば利用者の理解、協力を得ていくという上でも、いろいろ課題が出てくると思いますし、携帯トイレとの関係についてもそうである。総体的に言えば、収受率を上げつつも、し尿処理にかかるコストを総体的に下げて、その他の必要なことについては、この協力金を活用していくことが必要になってくる。そういうことを考えていきますと、やはり対外的にどれだけこの協力金が理解を得られるものとして、認知されるかということが重要だと思います。議員立法で「地域自然資産法」というのが成立していますが、正式名称は非常に長ったらしい名称で「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律」という制度ですが、この制度自体は議員立法で作られていて、何か具体的なことについて、規制をしたり、規制をするための罰則が根拠となる法律ではない、いわゆる理念法の一つだというふうに考えていただければよいかと思います。この理念法が検討されるきっかけになったのは、実は屋久島だという話があります。屋久島で協力金、各地で協力金が検討される中で、何かやっぱり、協力金を利用者からいただいて、それを自然環境の保全等に充てるということについては、一本筋の通った考え方が必要ではないかということが、国会議員の間で議論になり、それが法律になったというふうに伺っています。この法律では、法律に基づいて区域を定めて、その区域の中で「入域料」と法律ではなっていますが、入域料を取ることが規定されている。今回の協力金は協力金なので、入域料とは必ずしもイコールではないということですが、利用者負担をして、それを環境保全に充てていくという意味では、基本的には同じ考え方ということが言えると思う。やはり、こういう法律が出来ていますので、その動向というのを世の中全体が注目しているということと、それから屋久島以外の地域においても、入山料の検討というのが、かなり進んでいる中で、入山料そのものについても、かなり社会的な注目度が上がっています。例えば、日本交通公社の研究機関である財団法人の日本交通公社というところが機関誌を出して

いますが、最新の特集号が入山料になっていまして、屋久島のことについても、何人かの方がその中で、執筆をしています。特に法律やその記事の中でも重要だと言われているのが、今回もだいたい意見が出てきている「使途を明確にしていくこと」とそれから「合意形成のプロセスを透明化していく」ということです。この辺りが、やっぱりしっかりできていないと、その制度自体が理解を得られなくなっていったら、収受率も下がって、制度運用自体もうまくいかなくなるという悪循環に陥っていくと思いますので、そこを如何にしっかりやっていくかということが大事だと思います。「使途の明確化」については、レクリエーションの森保護管理協議会などの取り組みについては、日本でも模範になるくらいしっかりやられているところですので、一番身近なところに模範がありますし、「合意形成過程の透明化」ということでは、この会議自体が公開でやられているということも透明化の一つだと思いますが、例えば会議の資料をどこかで、公開をしていくとか、そういうことも効果があることかもしれません。もうひとつ、これから重視していかないといけないのは、検討の過程において、専門的視点、科学的視点を如何に入れていくか。あるいは利用者の声をどう制度の運用に反映させていくかということがある。これについては、例えばこの協力金制度をスタートさせた時に、アンケートをいただいて、利用者がどういうことにお金を使ってほしいのか、ということ聞いていくとか。あるいはこの分野について詳しい社会科学の専門家等に制度の具体的な設計に当たって、助言をいただくとか、いろんなことを丁寧にやっていくことで、先ほど申し上げた収受率を上げていくことが実現できるのではないかと考えている。県としてもできるだけ範囲で御協力をしていきたいと思っています。たまたまこちらに着任する前に、地域自然資産法の施行の準備、議員立法なので、議員が作った法律ではあるが、最終的には各関係省庁で運用するということになるので、その施行の準備を担当していたということもありまして、その辺りの全国的な動向ですとか、どういうことが今重視されているのかということについては、色々と役に立てることもあるかと思っておりますので、そのことについて、御協力させていただきたいと思っております。

(会長)

- ・ ありがとうございます。他にございませんか。

(ガイド部会)

- ・ レクリエーションの森保護管理協議会の白谷雲水峡の関係ですが、今年1名、増水で流されて亡くなりました。去年も同じ場所というか、特定はできませんが、同じであろう場所で、2,3人流されて、そこにいた人が手を引っ張って対処したという案件があった。そして最近では、白谷雲水峡では、今日も通行規制があって、少しのことで、通行規制、安全上、仕方がないかもしれないが、そういうそれも風評被害で、せっかく屋久島に来たのに、渡れそうな時に、安全上、閉園ということが最近多い。それだと安全面では仕方がないとしても、レクリエーションの森保護管理協議会の話ではあるが、例えば、もののけの苔すむ森に行くところの一部に、橋を架けるということで、安定した森の体験をさせることは、山岳部利用対策協議会としても、何か意見をレクリエーションの森保護管理協議会にでも出すことを検討してほしい。安全が一番なので、安全の中で安定した自然散策ができるということを検討してほしい。

(会長)

- ・ ここで、一度、協力金制度について、締めたいと思います。それでは、御意見もないようですので、屋久島町から検討依頼があった事項については、本日の結果、御意見及び決定事項を踏まえて、事務局において、その取りまとめを行い、関係機関に御確認していただいた上で、屋久島町に報告したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。今後とも、新たな入山協力金制度の導入に向けて、関係機関の御協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

(2) その他

(会長)

- ・ それでは、次に「その他」の協議事項に移りたいと思います。まずは、事務局より説明をお願いします

す。

(事務局)

- 資料3をご覧ください。平成27年度縄文杉ルートにおける携帯トイレブース設置にかかる取り決め事項ということで、これを一部改訂したいと思います。改訂するのは、設置場所です。今、縄文杉ルートにおいて、仮設の携帯トイレブースを協議会で3箇所設置しています。小杉谷小学校跡地、それから大株歩道入口手前のトロッコ転換地点、大王杉手前植生保護デッキ近くの資材置き場です。大株歩道入口手前のトロッコ転換地点にある携帯トイレブースを移設したいと考えています。改訂理由のところをご覧ください。前回の協議会でトロッコの運用上の問題から、トロッコ転換地点に設置している携帯トイレブースを撤去してほしいという要請がありましたが、これについては、撤去ではなく移設してほしいということで、実務担当者会議で検討を行いました。現地調査も行いまして、「翁杉の植生保護デッキ付近」を携帯トイレブースの設置場所の候補地として選定し、取り決めの改訂を行いたいと考えています。位置図については、これまではトロッコ道の大株歩道入口手前でしたが、今度はトロッコ道を過ぎまして、ウィルソン株の手前の翁杉の植生保護デッキから中に入ったところに、携帯トイレを移設したいと思います。この協議会で了解をいただきましたら、すぐに事務手続きを行い、設置を行いたいと思いますので、協議の方をよろしくお願いします。

(会長)

- 今、事務局より説明がありましたが、何か御質問等がありますか。それでは、今の事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。

<賛同の声あり>

(会長)

- ありがとうございました。他にございませんか。それでは無いようでございますので、以上で、本日予定しておりました協議事項についてはすべて終了しました。各機関から何か御報告等がございますか。それでは、無いようでございますので、これをもちまして会議を終了いたします。本日はありがとうございました。